平成２５年（フ）第３８２号
山梨県北杜市武川町柳澤523番地
債務者　大庭　　浩
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３８３号
山梨県北杜市武川町柳澤523番地
債務者　大庭　和美（旧姓鳥之海・鈴木）
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２０６号
長野県松本市寿北７丁目13番３号　フォーブルU101号
債務者　細野　伴子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第８９号
三重県名張市東町1762番地１　ハイム美倉101号室
債務者　中林　俊昭
1　決定年月日時　平成25年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第５６３号
京都市北区紫野上柏野町９番地
債務者　中村　明人
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５６４号
京都市北区紫野上柏野町９番地
債務者　中村美代子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７１６号
京都府長岡京市神足１丁目３番29号　ヒューマン・スペースライフ88―302
債務者　前田　雅弘
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３００号
京都府城陽市富野北垣内32番地の１　レオパレス荒見204号
債務者　出水　健一
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３１７号
京都府宇治市伊勢田町中遊田36番地の２
債務者　浦上　昌幸
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３６１号
京都市左京区下鴨貴船町50番地
債務者　てしまこと　手島　徳次
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３７７号
京都府木津川市木津川端24番地１　第２中ノ島団地３号
債務者　本郷　太一
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３８６号
京都市左京区岩倉長谷町1242番地　グリーンヒルおぐら205
債務者　大江　佳子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３９２号
京都府宇治市五ケ庄福角25番地の102
債務者　大月　恵美
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３９３号
京都府宇治市五ケ庄福角25番地の102
債務者　大月ひとみ
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３９５号
京都市左京区一乗寺梅ノ木町56番地２　関西故紙回収協同組合内２Ｆ
債務者　森　　謙一
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６２４号
兵庫県西宮市甲子園町３番16―401号
債務者　太田　一夫
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６５５号
兵庫県芦屋市西蔵町９番７号　201号
債務者　矢澤　朋三
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６５６号
兵庫県芦屋市西蔵町９番７号　201号
債務者　矢澤　　泉
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係